

国民年金



4月から障害基礎年金の加算対象者の範囲が広がりました

承認後に生まれた子にも加算があります

これまで、障害基礎年金「子の加算」は、障害基礎年金の受給権発生時に、受給権者に生計を維持する子がいる場合のみ支給されてきました。

※生計を維持する子とは、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの子どもか、20歳未満で障害等級1級又は2級に該当する子のことです。

4月から、障害基礎年金の受給権発生後に子が生まれて、生計を維持するようになった場合にも、「子の加算」が認められるようになりました。

「子の加算」により、2人目まではそれぞれ227,000円（月額18,916円）、3人目以降は1人につき75,600円（月額6,300円）が加算されます。

4月より前に障害基礎年金を受給していて、受給権発生後に子が生まれて生計を維持するようになった場合は、4月から加算対象となります。

該当する人は、市民課年金保険係又は市民福祉課市民係で手続きをしてください。

◇持参するもの

①年金証書②戸籍謄本③住民票（世帯全員の記載のあるもの）④印鑑

*年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ

★市民課年金保険係 ☎ 1114、市民福祉課市民係 ☎ 1331（内線332）

★熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5158

国民年金

ひとくちメモ

その1

平成23年度の国民年金の保険料は、月額15,020円です。

保険料の納付は、割引が受けられる口座振替や前納制度をご利用ください。

その2

平成23年4月からの老齢基礎年金の受給額は、788,900円です。

※20歳から60歳まで40年間、保険料をすべて納付した場合の年金額です。

障害基礎年金「子の加算」の拡大と児童扶養手当との関係について

新たに「子の加算」の対象となった児童でも、児童扶養手当の額が「子の加算」の額より多い場合は、児童扶養手当を受給することができます。ただし、1人の児童について、児童扶養手当と「子の加算」の両方を受け取るとはできません。

◇具体例（下の表もご覧ください。）

①児童扶養手当の1人目の支給額が18,920円（月額）以上の場合

1人目のみ児童扶養手当が支給されます。2人目以降は障害基礎年金の子の加算額が支給されます。

②児童扶養手当の1人目の支給額が18,920円（月額）未満の場合

3人目について児童扶養手当の1人目の金額が支給されます。それ以外の児童には障害基礎年金の子の加算額が支給されます。

なお、児童扶養手当を受給するには申請手続きが必要です。子育て支援課又は市民福祉課保険子育て係で手続きをしてください。

◇児童扶養手当についてのご相談・お問い合わせは下記へ

★子育て支援課 ☎ 1130、市民福祉課保険子育て係 ☎ 1331（内線316）

障害基礎年金「子の加算」と児童扶養手当の月額

支給額	障害基礎年金「子の加算」のみ受給できる場合	児童扶養手当の1人目の額が18,920円以上の場合	児童扶養手当の1人目の額が18,920円未満の場合
1人目	障害基礎年金「子の加算」 1人目18,916円	児童扶養手当1人目 18,920円から41,550円	障害基礎年金「子の加算」 1人目18,916円
2人目	障害基礎年金「子の加算」 2人目18,916円	障害基礎年金「子の加算」 1人目18,916円	障害基礎年金「子の加算」 2人目18,916円
3人目	障害基礎年金「子の加算」 3人目6,300円	障害基礎年金「子の加算」 2人目18,916円	児童扶養手当1人目 9,810円から18,910円
4人目	障害基礎年金「子の加算」 4人目6,300円	障害基礎年金「子の加算」 3人目6,300円	障害基礎年金「子の加算」 3人目6,300円

心身障害者の「自動車税・軽自動車税」

「自動車取得税」が減免になります

下の表に当てはまる心身障害者が、通院・通学や生業等のために使う自動車等のうち、要件を満たした場合、1人につき1台に限り、自動車税・軽自動車税・自動車取得税が減免になります。（上限額は、自動車税・軽自動車税は45,000円。ただし、重課対象の車は49,500円。ただし、自動車取得税は15万円。）

要件 次の①・②のいずれかに該当する場合

- ①車両の所有者が該当者本人又は、該当者と生計をともにする人で、運転者が該当者本人又は該当者と生計をともにする人の場合
- ②該当者のみで構成される世帯が所有する車両を、常時介護する人が運転する場合

普通自動車の手続き



県税事務所で5月31日(火)までに手続きをしてください。

ただし、該当者で障害名の区分と程度が下の表で判断できない場合は、障害の区分ごとに級（上肢○級、下肢○級等）を確認するため、障害福祉課又は市民福祉課福祉係で「障害区分証明書」の発行を受ける必要が

対象となる心身障害者

障害区分		障害の程度
視覚		1～3級、4級の一部（両眼の視力の和が0.09～0.12）
聴覚		2・3級
平衡機能		3級
音声機能又は言語機能		3級（こう頭が摘出された場合に限る）
上肢		1・2級
下肢		1～6級
体幹		1～3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢 移動	1・2級 1～6級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		1・3級
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる
療育手帳		①・A
精神障害者保健福祉手帳		1級（障害者自立支援法に規定する精神通院医療を受けている人）

※障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級（上肢○級、下肢○級）により判定します。

あります。また、県税事務所での手続きの際に、住民票や同一生計であることが分かる書類（扶養関係が分かる健康保険証、源泉徴収票等）が必要になる場合があります。
減免登録が済んでいる人は、改めて発行を受ける必要はありません。
持参するもの 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証、印鑑、運転者の自動車運転免許証、自動車検査証、納税通知書

軽自動車等の減免申請については、課税課で5月24日(火)までに手続きをしてください。
なお、継続申請の人は、市民福祉課課務係でも手続きができます。
★障害福祉課 ☎ 1125・FAX 231963
★課税課 ☎ 1122・FAX 251191
★市民福祉課福祉係 ☎ 1331（内線313）・税務係（内線322）・FAX 1630
★本庄県税事務所課税担当 ☎ 226153・FAX 22844

軽自動車等の手続き



～広げよう 地域に根ざした 思いやり～ 毎年5月12日から18日は、「民生委員・児童委員の日」活動強化週間です！

私たち民生委員・児童委員は、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日から18日の間を活動強化週間と定め、民生委員・児童委員の活動をPRしています。

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言に基づき、常に地域住民の立場に立って見守り・相談支援活動を行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めています。

—行動宣言—

- 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します。
- 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します。
- 児童虐待や犯罪被害などから子供を守る取り組みを進めます。
- 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。
- 日ごろの活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います。

